



## チューリヒ日本語教室 退学届 (兼退会届)

学部・学年  幼稚部  小中学部 年生 ( 前半  後半)

生徒氏名 \_\_\_\_\_

担任教員氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

退学期日 年度  前期末 (スポーツ休暇前)  後期末 (夏休み前)

最終登校日 年 月 日

主な理由 \_\_\_\_\_

同時に保護者の協会からの退会を届めますか？  はい  いいえ

「はい」の場合：ここに、以下の協会員の退会を届け出ます。

協会員 (保護者) 氏名

退会日 (最短で受領から2ヶ月で退会が可能です) 年 月 日

日付 年 月 日 保護者(協会員)署名 \_\_\_\_\_

教員受領

日付 年 月 日 担任教員署名 \_\_\_\_\_

### 退学・退会について

- 退学届は学期最終授業日の2ヶ月以上前に受領できるよう提出してください。それ以降の受領の場合は、その学期末の退学として受理できず、来学期の授業料等納入義務が生じます。退会も2ヶ月以上前に通知が必要ですので、年度末の2ヶ月前を過ぎての届出は来年度の会費を請求させていただきます。
- 退学予定の生徒が複数の場合、生徒ごとに退学届が必要です。それぞれ以下の要領で届出ください。
- 手続き：
  1. このフォームに必要事項を記入し2部印刷、署名をして担任教員に提出します。
  2. 担任教員が2部とも署名します。担任教員は1部を提出者控えとして提出者へ返却します。
  3. **提出者は、返却された控えを運営委員会 (info@zurich-nihongo.ch) へメールで送信します。**運営委員会からのメール確認を持って受理とします。なお、チューリヒ市の休暇/休日中に送られたメールは休暇明けに返信いたします。メール返信がない場合は再度お問い合わせください。
- 学年・学期途中の退学・退会の場合も納入済みの授業料・年会費等の返還はありません。
- 現地校の急な時間割変更、転居、病気、事故など不可抗力により通学不可能な場合は、運営委員会にて上記規則の例外と認めることがあります。これらの理由による退学として例外の適用検討を希望する場合は、同時に運営委員会への「退学事由申請書」を提出してください。
- 一度退会した後に再入会を希望する場合は、再度規定の入会金を納めていただくことになります。

役員確認欄-ver.202603 :  受理  退学事由申請書の提出有  退学事由申請書の提出無